

蒲郡市立ソフィア看護専門学校のハラスメントに関する調査委員会の報告書（概要）

1 調査委員会の設置と活動の概要

(1) 調査委員会の開催状況

令和4年7月14日 蒲郡市立ソフィア看護専門学校のハラスメントに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置

- 令和4年8月4日 第1回調査委員会
- 令和4年8月12日 学生アンケートの実施
- 令和4年8月23日 教員アンケートの実施
- 令和4年9月13日 第2回調査委員会
- 令和4年10月7日 学生ヒアリングの開始
- 令和4年10月21日 教員アンケート（2回目）の実施
- 令和4年12月8日 教員ヒアリングの開始
- 令和4年12月26日 第3回調査委員会
- 令和5年1月30日 第4回調査委員会
- 令和5年3月7日 第5回調査委員会
- 令和5年4月10日 第6回調査委員会
- 令和5年5月8日 第7回調査委員会
- 令和5年5月25日、5月29日、6月9日
教員4名の追加ヒアリング実施
- 令和5年6月26日 第8回調査委員会
- 令和5年7月6日 調査委員会報告書を市長に提出（答申）

(2) 調査概要

ア アンケート調査

(ア) 学生

令和4年度の学生110名（全学年）を対象に実施し、78名より提出があり、そのうち26名の学生が教員によるハラスメントがあったと回答している。

	1年生	2年生	3年生	合計
対象者数	42	38	30	110
回答者数	26	27	25	78
ハラスメントあり	1	11	14	26

(イ) 教員

令和4年度の全教員22名を対象に実施し、20名より提出があり、そのうち10名の教員が学生に対するハラスメントがあったと回答している。

イ ヒアリング調査

アンケート調査結果等を踏まえ、学生21名、教員等22名にヒアリング調査を実施した。

2 調査結果

(1) ハラスメントなどとして認定した事実

別紙1に記載した事実一覧のとおり、関係教員の行為として、全15件の事実をハラスメントと認定し、全4件の事実をハラスメントの疑いがある事実と認定した。

(2) 本学校の監督責任として認定した事実

別紙2に記載した事実一覧のとおり、A副学校長（令和4年度の副学校長。以下同じ。）の監督責任に関する行為として、全9件の事実を認定した。

3 ハラスメントに至った原因・背景に対する意見総論

一部の教員らから学生に対するハラスメントが繰り返される中、当該教員らの指導の問題性などを記載したアンケートを提出して改善を求めたり、他の教員に相談をして助けを求める学生もいたが、何ら改善されることはなく放置されていた結果、蒲郡市長宛に要望書及び嘆願書が提出されるに至ったものである、と判断される。

このような事態が発生した原因は、程度の差こそあれ、何よりも当該教員らの教育指導を目的とする行き過ぎた指導によるところが大きいと考えるが、当該教員らの行き過ぎた指導を阻止、改善することはおろか、黙認ないし助長させていたA副学校長の対応、姿勢が本件事案をここまで大きくさせたものであると言わざるを得ない。

本件対象行為について学生からヒアリングをした中には、当該教員らは学生に親身になってくれる良い教員であるとの声や、指導は自分の役に立っており、ハラスメントであるとの認識を有していないとの声も認められた。

また、一般的に、看護業務は、人命を預かる仕事であり、学生

が看護師として、患者に対し適切に職務を遂行するために、一定の水準を充たさない学生に対し、時に厳しい指導が求められる環境にあるといえる。

しかしながら、教育指導の場面においては、教員は学生に対して優越的な地位にあることは明らかであり、仮に、学生が教員からハラスメントを受けても、学校という閉鎖的な環境の場において、学生が教員に改善を求めるのは極めて困難である。教員は、このような環境下において、身体に対する暴力はもとより、他の学生の面前で弁明を聴くことなく大声で一方向的に叱責する、学生の人格を否定するが如き発言をするなどのハラスメントに該当する言動を行うことは許されず、教育機関である看護学校において、このような事態が相当期間放置されていたことは、重く受け止められるべきである。

4 再発防止

本事案について、原因及びその背景を分析し、再発防止策として以下の提言をする。

(1) ハラスメントが起きない職場環境の構築

学校でハラスメントが起きないよう教員が学生を尊重し、教員及び学生間に深い信頼関係を構築していかなければならない。また、教員間においてもハラスメントが生じることがないよう職場環境の改善が求められる。

(2) 研修制度の充実

ハラスメント研修の定期開催は勿論のこと、組織としてハラスメント防止等に取り組むため、管理職の意識改革が求められる。

(3) 学生に対して公平で適切な教育体制の整備

学生からの授業評価の導入と授業評価に基づく教育改善を行うことが求められるとともに、アンケートの定期実施とアンケート結果を共有する体制の整備が必要である。

1 調査委員会がハラスメントとして認定した事実一覧（全15件）

- (1) C 教員による行為（11件の事実をハラスメント認定）
- ① 進級した時の不安を相談された際、学生らに対し、「10人は落とす」などと言った。
 - ② 2年生全員に対し、「全員1回は泣かせる」などと言った。
 - ③ 基礎看護学の実習指導の際、ミスをした学生を注意した後、その場にいた他の学生に対し、「〇〇さんみたいにはならないでね」などと言った。
 - ④ 基礎看護学の実習指導において、ある学生に対してのみ、補習をした方が良いなどと言って、翌日の実習の予定を教えなかった。
 - ⑤ 成人看護学の演習中、2年生全員に対し、提出期限内に課題を終わらせることが困難であると感じるほどの量の課題を提出した上、「文句があるならどうぞ学校を辞めてください」などと言った。
 - ⑥ 他の教員に課題の提出期限を延長してもらったことを知るや、ある学生に対し、「なぜ自分に言わなかったのか」などと他の学生らの前で大声で叱責し、その学生が理由を説明しようとするも、これを聞き入れることなく、一方的に叱責した。
 - ⑦ ある学生らと教員が談笑していたのを見て、「腹立つ」などと怒鳴った後、学生らは、誤解を解くために、C教員の下を訪れて、弁解しようとするも、これを聞き入れなかった。
 - ⑧ 成人看護学の演習中、ある学生に対し、他の学生の面前で、「あなたは無理、3年生にあなたをあがらせない、あなたを落とす」などと言った。
 - ⑨ 病院における実習において、ある学生が患者の寝具交換に時間がかかり陰部洗浄ボトルのお湯が冷めたことに怒り、同ボトルを同学生の身体に向けて振り、同ボトルの中のお湯をかけ、すぐにベッドシーツを替えるよう大声で叱責した。
 - ⑩ ある学生が実習中に受け持ちの患者から敬語の使い方、接し方について、苦情の手紙をもらったことについて、当時の2年生全員に対し、「前代未聞だ」と言いながら、手紙をクラス全員に回して、「このようなことがもう起きないようにしろ」と言った。
 - ⑪ 成人看護学の実習指導の際、ある学生に対し、「あなたの声は患者に不快感を与える」と言った。また、同じ実習グループの学生の面前で「この子のことどう思う。あり得ないよね。」と同意を求める形で問いかけた。

(2) D教員による行為（2件の事実をハラスメント認定）

- ① 複数名の学生が課題を見てもらうために持参してきた際、ある学生以外の他の学生の課題は受け取って、その内容の指摘をしたにもかかわらず、同学生に対しては、「あなたはどうせできていないから」と言って、課題を受け取らなかった。
- ② 基礎看護学の実習指導の際、ある学生の実習内容を取り上げて、その場にいた他の学生に対し、「みんなは真似しないでね」などと言った。

(3) E教員による行為（2件の事実をハラスメント認定）

- ① 成人看護学の実習の指導に際し、ある学生に対して、看護学習の姿勢などを振り返ることを目的とするプロセスレコードを毎日記載するよう求め、具体的な指導を行うことなく、プロセスレコードを記載するよう繰り返し求めた。また、プロセスレコードの指導に時間が割かれたことにより、同学生は、予定していた看護における思考過程への指導を受けることができなかった。
- ② 基礎看護学の実習の指導に際し、ある学生に対し、「あなたは看護師向いていない。」「あなたの心の中には鬼がいる。」などと言った。

2 調査委員会がハラスメントの疑いがあるとして認定した事実一覧（全4件）

(1) C教員による行為（3件のハラスメントの疑いを認定）

- ① 指導の場面において、学生に対し、他の学生の面前において、弁明を聴くことなく大声で叱責していた。
- ② 指導の場面において、学生に対し、怒鳴って指示をしていた。
- ③ 指導の場面において、泣いている学生に対して、同学生が答えることができな質問を繰り返し質問していた。

(2) D教員による行為（1件のハラスメントの疑いを認定）

- ① 指導の場面において、学生に対し、大声で感情的に叱責した。

調査委員会がA副学校長の監督責任に関して認定した事実一覧（全9件）

- ① B教務主任（令和4年度の教務主任。以下同じ。）からC教員の学生への指導内容につき、不適切であったことなどの報告を受けるも、事実関係を確認することなく、C教員がそのようなことをする訳がないなどと叱責した上、当該学生が一方的に問題であるとして、当該学生を厳しく指導するよう指示するなどし、C教員による不適切な指導を放置ないし容認した。
- ② A副学校長は、上記①に際し、D教員からC教員の指導方法に関し、学生だけが悪いのではなく、教員の指導の仕方とかに問題があるなどの指摘を受けるも、事実関係を確認することなく、「C先生は悪くないでしょう」などと叱責し、C教員による不適切な指導を放置ないし容認した。
- ③ A副学校長は、上記①以降、B教務主任がC教員に対し、その指導方法などが不適切であることにつき注意をしたことを認めるや、B教務主任に対し、C教員は悪くないなどと述べて、C教員に注意をしたことを叱責するなどし、B教務主任がC教員に職務上の指導を行うことを妨げた。
- ④ A副学校長は、B教務主任から学生の保護者よりD教員の指導がパワハラである旨の発言がなされたなどの報告を受けるも、事実関係を確認することなく、D教員がそのようなことをする訳がない、学生が悪いなどと叱責し、D教員による不適切な指導を放置ないし容認した。
- ⑤ 複数の教員は、B教務主任から、C教員及びD教員の指導方法が不適切であることについて、A副学校長に報告するも、C教員及びD教員は悪くないから学生を指導しなさい、と言われて困っていることを相談されていた。
- ⑥ A副学校長が学校長として在職時、年度末アンケートにおいて、複数の学生から、C教員らの指導の問題性や教員変更の要望などの意見が記載されていた。
- ⑦ A副学校長は、上記⑥の学生からの意見の内容などを認識するも、C教員及びD教員による学生への不適切な指導を防止するために適切な対応をとることを怠った。
- ⑧ A副学校長は、上記⑥の学生からの意見の内容などを認識するも、教務会議において、C教員及びD教員による学生への

不適切な指導について、議論などを行うなどして、他の教員に情報共有することを怠った。

- ⑨ A副学校長は、調査委員会から年度末アンケートの提出を求められた際、蒲郡市文書取扱規程上、年度末アンケートの文書保存期間が経過していないにもかかわらず、廃棄したと述べて、年度末アンケートを廃棄処分した。